

大口事業所の差出局変更に関する具体的実施計画及び 具体的要員措置計画に係る意思疎通等

大口事業所の差出局変更に伴う各種実施事項については、労使一体となって取り組んでいく必要があることから、下記により労使の意思疎通等を行う。

なお、本件は地方段階での最終整理前ではあるが、速やかに社員周知が必要なことから、意思疎通に先行して社員周知を行う。

記

1 意思疎通方法

(1) 支部段階

三条支部及び新潟県央支部の支部代表交渉局において、効率化計画に関する事業場における具体的実施計画及び要員措置計画に関し、以下項目について「支部労使委員会の窓口」で説明の上必要な意思疎通を行う。

【説明項目】

関係局所名、実施計画の内容、計画人員の増減、実施予定期日

(2) 職場段階

三条郵便局及び新潟郵便局において自局の業務変更点、検討状況等について「職場労使委員会の窓口」で説明の上、必要な意思疎通を行う。

※ 意思疎通の実施時期については、地方段階での要求回答後、改めて整理。

(意思疎通期限：1月末予定)

2 社員周知

(1) 対象局

三条郵便局及び新潟郵便局

(2) 実施方法

本件に関し関係社員全員に対し周知を行う。

【周知期限】

速やかに社員周知を開始し、1月18日（金）までに終了する。